

長崎県公立大学法人の各年度終了時の評価に係る実施要領

〔平成18年1月19日
長崎県公立大学法人評価委員会決定〕

1. 趣旨

長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）にあたっては、「長崎県公立大学法人の評価の基本方針」（平成18年1月19日長崎県公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。

2. 評価方針

- (1) 年度評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。評価委員会は、法人が実績報告書に記載した中期目標・中期計画の達成状況に基づいて評価を行う。
- (2) 年度評価においては、主として、中期目標・中期計画の達成に向けた事業の進行状況を確認する観点から行う。
- (3) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。
- (4) 年度評価の際、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。
 - ① 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取り組みを積極的に評価する。
 - ② 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
 - ③ 法人の更なる発展のため、必要に応じ、法人の自主的な中期目標・中期計画の見直しの検討に資するようなものとする。
 - ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかになるようなものとする。
 - ⑤ その他、法人を取り巻く諸事情を考慮する。

3. 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体的評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとにその達成状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進行状況を確認する。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。

4. 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、次の6項目について行う。
 - ① 大学の教育研究等の質の向上
 - ② 業務運営の改善及び効率化
 - ③ 財務内容の改善
 - ④ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価
 - ⑤ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供
 - ⑥ その他業務運営に関する重要事項

(2) 項目別評価は次の手順等により行う。

ア. 法人による自己評価

i) 法人は、実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の4種類によりその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

- ・Ⅳ…「年度計画を上回って実施している」
- ・Ⅲ…「年度計画を順調に実施している」
- ・Ⅱ…「年度計画を十分に実施できていない」
- ・Ⅰ…「年度計画を実施していない」

※ 年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは、年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

ii) 各項目ごとの「特記事項」の欄において、

- 1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み
- 2) 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
- 3) 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- 4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）などについて自由に記載することができる。

イ. 長崎県公立大学法人評価委員会による検証

年度計画の記載事項ごとに、自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と長崎県公立大学法人評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 長崎県公立大学法人評価委員会による評定

イの検証を踏まえるとともに、特記事項等も勘案し、6つの大項目ごとに計画の進行状況を示す。また、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

進行状況は、以下の5種類により示す。なお、これらの水準は、基本的には法人の設定した計画に対するものとする。

- ・「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
- ・「計画通り進んでいる」（すべてⅢ～Ⅳ）
- ・「おおむね計画通り進んでいる」（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）
- ・「やや遅れている」（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）
- ・「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準については、計画の進行状況を示す際の目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

また、法人は、項目内の各記載事項について、項目内における重要性等を勘案してウェイト付けを行うことができる。長崎県公立大学法人評価委員会においては、ウェイト付けを行った後の割合により判断する。

5. 全体評価の具体的方法

項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の特性に配慮して中期計画の進行状況全体について、記述式により評価する。

その際、理事長及び学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取り組みや、県民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取り組み等について積極的に評価する。

6. 実績に関する報告書（様式）

各事業年度に係る業務の実績に関する報告書の様式は、別添のとおりとする。

7. 年度評価のスケジュール

6月末まで	法人は実績報告書(自己点検・評価書)を提出
7月	評価委員会による実績報告書の調査・分析及び評価(案)の策定
8月上旬	評価(案)に対する法人の意見申し立て機会を付与
8月中旬	評価結果を決定し、知事に報告
9月	知事が評価結果を県議会に報告

8. その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正を加えるものとする。

また、本実施要領については、各年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。